

改 正 後	改 正 前
<p>（包括加入の適用除外）</p> <p>第二条 法第三条第三項第六号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 短時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の従業員の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である者をいう。第四条第二項第三号において同じ。）</p> <p>二 休職期間中の者その他これに準ずる者</p> <p>三 相当の期間内に雇用関係の終了することが明らかなる者</p> <p>三の二 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）<u>第二条</u>第十一項に規定する被共済職員</p> <p><u>三の三 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）<u>第二条</u>第三項に規定する共済契約者</u></p> <p>四 被共済者となることに反対する意思を表明した者</p> <p>五 偽りその他不正行為（以下「不正行為」という。）によつて特定業種退職金共済契約（以下「特定業種共済契約」という。）による退職金の支給を受け、又は受けようとした被共済者であつて、その退職金の支給を受け、又は受けようとした日から一年を経過していないもの</p> <p>（契約締結の拒絶理由）</p> <p>第三条 法第三条第四項第三号の厚生労働省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。</p> <p>一 退職金共済契約（以下「共済契約」という。）の申込者がその雇用する従業員の賃金の支払を怠つてゐること。</p>	<p>（包括加入の適用除外）</p> <p>第二条 法第三条第三項第六号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 短時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の従業員の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である者をいう。第四条第二項第三号において同じ。）</p> <p>二 休職期間中の者その他これに準ずる者</p> <p>三 相当の期間内に雇用関係の終了することが明らかなる者</p> <p>三の二 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）<u>第二条</u>第十一項に規定する被共済職員</p> <p>四 被共済者となることに反対する意思を表明した者</p> <p>五 偽りその他不正行為（以下「不正行為」という。）によつて特定業種退職金共済契約（以下「特定業種共済契約」という。）による退職金の支給を受け、又は受けようとした被共済者であつて、その退職金の支給を受け、又は受けようとした日から一年を経過していないもの</p> <p>（契約締結の拒絶理由）</p> <p>第三条 法第三条第四項第三号の厚生労働省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。</p> <p>一 退職金共済契約（以下「共済契約」という。）の申込者がその雇用する従業員の賃金の支払を怠つてゐること。</p>

二 共済契約の申込者が、不正行為によつて共済契約による退職金若しくは解約手当金（以下「退職金等」という。）又は特定業種共済契約による退職金の支給を受け、又は受けようとし、その退職金等又は特定業種共済契約による退職金の支給を受け、又は受けようとした日から一年を経過していない者であること。

三 当該申込みに係る被共済者が前条第三号の三又は第五号に該当する者であること。

（契約の申込み）

第四条 共済契約の申込みは、次に掲げる事項を記載した退職金共済契約申込書を、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が法第七十二条第一項の規定により法第七十条に規定する業務を委託した金融機関又は事業主の団体（以下それぞれ「受託金融機関」又は「受託事業主団体」という。）に提出し、提出しなければならぬ。

一 申込者の氏名又は名称及び住所並びに当該申込者が同居の親族のみを雇用する者である場合にあつては、その旨

二 主たる事業の内容

三 従業員数、常時雇用する従業員数及び現に被共済者である者の数

四 資本金の額又は出資の総額

五 当該共済契約の被共済者となる者の氏名及び掛金月額並びにその者が申込者の同居の親族である場合にあつては、その旨

2 前項の退職金共済契約申込書には、共済契約の申込みが当該共済契約の被共済者となる者の意に反して行われたものでないことを証するためその者の押印又は署名を受け、かつ、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申込者が中小企業者であることを証する書類

二 共済契約の申込者が、不正行為によつて共済契約による退職金若しくは解約手当金（以下「退職金等」という。）又は特定業種共済契約による退職金の支給を受け、又は受けようとし、その退職金等又は特定業種共済契約による退職金の支給を受け、又は受けようとした日から一年を経過していない者であること。

三 当該申込みに係る被共済者が前条第五号に該当する者であること。

（契約の申込み）

第四条 共済契約の申込みは、次に掲げる事項を記載した退職金共済契約申込書を、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が法第七十二条第一項の規定により法第七十条に規定する業務を委託した金融機関又は事業主の団体（以下それぞれ「受託金融機関」又は「受託事業主団体」という。）に提出し、提出しなければならぬ。

一 申込者の氏名又は名称及び住所

二 主たる事業の内容

三 従業員数、常時雇用する従業員数及び現に被共済者である者の数

四 資本金の額又は出資の総額

五 当該共済契約の被共済者となる者の氏名及び掛金月額

2 前項の退職金共済契約申込書には、共済契約の申込みが当該共済契約の被共済者となる者の意に反して行われたものでないことを証するためその者の押印又は署名を受け、かつ、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申込者が中小企業者であることを証する書類

二 共済契約を締結することについての従業員の意見書

三 当該共済契約の被共済者となる者が短時間労働者である場合にあっては、その者が短時間労働者であることを証する書類

四 当該共済契約の被共済者となる者が申込者の同居の親族である場合にあっては、その者が申込者に使用される者で、賃金を支払われる者であることを証する書類及びその者が第二条第三号の三に該当しない者であることをその者が誓約する書面

(加入促進のための掛金負担軽減措置)

第四十五条 法第二十三条第一項の規定により共済契約の申込みを促進するために減額することができる額は、新たに共済契約の申込みをする中小企業者（共済契約を締結したことのある中小企業者で、同項の規定に基づき共済契約の申込みを促進するための掛金の減額の措置が講ぜられたことのあるもの、社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第九項に規定する退職手当共済契約を締結している中小企業者及び同居の親族のみを雇用する中小企業者を除く。）が共済契約の効力が生じた日の属する月から起算して、四月を経過する月（以下この条及び次条において「助成開始月」という。）から十五月を経過する月（その月以前に当該共済契約の共済契約者が中小企業者でない事業主又は同居の親族のみを雇用する共済契約者となつたときは、当該中小企業者でない事業主又は当該同居の親族のみを雇用する共済契約者となつた月の前月）までの期間（以下この条において「助成期間」という。）の各月分として納付する掛金（共済契約の効力が生じた日の属する月から起算して十五月を経過する月までの期間中に当該事業主に新たに雇用され、被共済者となつた労働者について納付される掛金にあっては、当該被共済者に係る共済契約の効力が生じた日の属する月（その月が助成開始月前の月であるときは、助成開始月）から当該助成期間が満了するまでの期間の各月分として納付さ

二 共済契約を締結することについての従業員の意見書

三 当該共済契約の被共済者となる者が短時間労働者である場合にあっては、その者が短時間労働者であることを証する書類

(加入促進のための掛金負担軽減措置)

第四十五条 法第二十三条第一項の規定により共済契約の申込みを促進するために減額することができる額は、新たに共済契約の申込みをする中小企業者（共済契約を締結したことのある中小企業者で、同項の規定に基づき共済契約の申込みを促進するための掛金の減額の措置が講ぜられたことのあるもの及び社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第九項に規定する退職手当共済契約を締結している中小企業者を除く。）が共済契約の効力が生じた日の属する月から起算して、四月を経過する月（以下この条及び次条において「助成開始月」という。）から十五月を経過する月（その月以前に当該共済契約の共済契約者が中小企業者でない事業主となつたときは、当該中小企業者でない事業主となつた月の前月）までの期間（以下この条において「助成期間」という。）の各月分として納付する掛金（共済契約の効力が生じた日の属する月から起算して十五月を経過する月までの期間中に当該事業主に新たに雇用され、被共済者となつた労働者について納付される掛金にあっては、当該被共済者に係る共済契約の効力が生じた日の属する月（その月が助成開始月前の月であるときは、助成開始月）から当該助成期間が満了するまでの期間の各月分として納付されるものに限る。）について、当該掛金の月額（その額が共済契約の効力が生じた日の属する月における掛金月額を超えるときは

れるものに限る。)について、当該掛金の月額(その額が共済契約の効力が生じた日の属する月における掛金月額を超えるときは、当該超える額を差し引いた額)に二分の一を乗じて得た額(その額が五千円を超えるときは、五千円)とする。ただし、当該掛金の月額が四千円以下の場合における当該減額することができる額は、次の各号に掲げる掛金月額の区分に応じ、本文に規定する額に当該各号に定める額を合算して得た額とする。

- 一 二千円 三百円
- 二 三千円 四百円
- 三 四千円 五百円

(掛金月額の増加の促進のための掛金負担軽減措置)

第四十六条 法第二十三条第一項の規定により掛金月額の増加の申込みを促進するために減額することができる額は、共済契約の掛金月額の増加の申込み(増加前の掛金月額が二万円未満である場合に限る。)をする共済契約者(同居の親族のみを雇用する共済契約者を除く。)が掛金月額の増加を行う月(その月が助成開始月前の月であるときは、助成開始月)から十二月を経過する月(その月以前に当該共済契約者が中小企業者でない事業主又は同居の親族のみを雇用する共済契約者となつたときは、当該中小企業者でない事業主又は当該同居の親族のみを雇用する共済契約者となつた月の前月)までの期間(当該期間の途中において当該共済契約者が掛金月額の変更を行った場合には、当該掛金月額の変更を行った月の前月までの期間)の各月分として納付する掛金について、当該掛金の月額のうち当該掛金月額の増加を行った月前に当該共済契約者が納付した掛金の月額の最高額を超える額に三分の一を乗じて得た額(その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

(過去勤務期間としない期間)

、当該超える額を差し引いた額)に二分の一を乗じて得た額(その額が五千円を超えるときは、五千円)とする。ただし、当該掛金の月額が四千円以下の場合における当該減額することができる額は、次の各号に掲げる掛金月額の区分に応じ、本文に規定する額に当該各号に定める額を合算して得た額とする。

- 一 二千円 三百円
- 二 三千円 四百円
- 三 四千円 五百円

(掛金月額の増加の促進のための掛金負担軽減措置)

第四十六条 法第二十三条第一項の規定により掛金月額の増加の申込みを促進するために減額することができる額は、共済契約の掛金月額の増加の申込み(増加前の掛金月額が二万円未満である場合に限る。)をする共済契約者が掛金月額の増加を行う月(その月が助成開始月前の月であるときは、助成開始月)から十二月を経過する月(その月以前に当該共済契約者が中小企業者でない事業主となつたときは、当該中小企業者でない事業主となつた月の前月)までの期間(当該期間の途中において当該共済契約者が掛金月額の変更を行った場合には、当該掛金月額の変更を行った月の前月までの期間)の各月分として納付する掛金について、当該掛金の月額のうち当該掛金月額の増加を行った月前に当該共済契約者が納付した掛金の月額の最高額を超える額に三分の一を乗じて得た額(その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

(過去勤務期間としない期間)

第五十四条 法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める期間は、  
法第三条第三項第一号から第三号まで並びに第二条第一号、第二  
号及び第三号の二のいずれかに掲げる者であつた期間（同項第四  
号及び第五号並びに第二条第三号の三及び第五号のいずれかに掲  
げる者であつた期間を除き、法第二十七条第一項の申出を行おう  
とする者が過去勤務期間に含めない旨の申出をしようとする期間  
に限る。）並びに法第三条第三項第四号及び第五号並びに第二  
条第三号の三及び第五号のいずれかに掲げる者であつた期間であつ  
て、法第二十七条第一項の申出を行おうとする者に雇入れられ  
た日から共済契約の効力が生ずる日の前日までの継続して雇  
用された期間に係るものとする。

2 (略)

(被共済者が退職した場合の届出)

第七十二条 法第三十七条の規定による被共済者が退職した旨の届  
出は、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出してしなけれ  
ばならない。

- 一 共済契約者の氏名又は名称
- 二 被共済者の氏名
- 三 被共済者の退職の年月日

2 被共済者が退職時において共済契約者の同居の親族であるとき  
は、前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

一 被共済者が共済契約者に使用される者で、賃金を支払われる  
者であつたことを証する書類

二 退職の事由を証する書類（共済契約者が同居の親族のみを雇  
用する者であるときは、転職し、又は傷病、高齢その他これら  
に準ずる事由により退職し、その後当該共済契約者に雇用され  
ることが見込まれないことを証する書類）

3 共済契約者は、法第十条第五項の申出をしようとするときは、

第五十四条 法第二十七条第一項の厚生労働省令で定める期間は、  
法第三条第三項第一号から第三号まで並びに第二条第一号、第二  
号及び第三号の二のいずれかに掲げる者であつた期間（同項第四  
号及び第五号並びに第二条第五号のいずれかに掲げる者であつた  
期間を除き、法第二十七条第一項の申出を行おうとする者が過去  
勤務期間に含めない旨の申出をしようとする期間に限る。）及び  
法第三条第三項第四号及び第五号並びに第二条第五号のいずれか  
に掲げる者であつた期間であつて、法第二十七条第一項の申出を  
行おうとする者に雇入れられた日から共済契約の効力が生ずる  
日の前日までの継続して雇用された期間に係るものとする。

2 (略)

(被共済者が退職した場合の届出)

第七十二条 法第三十七条の規定による被共済者が退職した旨の届  
出は、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出してしなけれ  
ばならない。

- 一 共済契約者の氏名又は名称
- 二 被共済者の氏名
- 三 被共済者の退職の年月日

2 共済契約者は、法第十条第五項の申出をしようとするときは、

第一項の届書にその旨を記載しなければならない。

(同居の親族のみを雇用する場合等の届出)

第七十二条の二 共済契約の共済契約者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を機構に届け出なければならない。

- 一 同居の親族以外の者を雇用する共済契約者が同居の親族のみを雇用することとなつたとき。
- 二 同居の親族のみを雇用する共済契約者が同居の親族以外の者を雇用することとなつたとき。

前項の届書にその旨を記載しなければならない。

(新設)

○確定給付企業年金法附則第二十八条第一項の被共済者の持分を算定する方法等を定める省令（平成十四年厚生労働省令第一号）（抄）

改正案	現行
<p>（加入促進のための掛金負担軽減措置に関する特例）</p> <p>第六条 通算被共済者について納付された掛金に係る規則第四十五条の規定の適用については、同条中「及び同居の親族のみを雇用する中小企業者」とあるのは、「、同居の親族のみを雇用する中小企業者及び確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第二十八条第二項の規定により掛金納付月数が通算されることとなる退職金共済契約の共済契約者」とする。</p>	<p>（加入促進のための掛金負担軽減措置に関する特例）</p> <p>第六条 通算被共済者について納付された掛金に係る規則第四十五条の規定の適用については、同条中「及び社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第九項に規定する退職手当共済契約を締結している中小企業者」とあるのは、「、社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第九項に規定する退職手当共済契約を締結している中小企業者及び確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）附則第二十八条第二項の規定により掛金納付月数が通算されることとなる退職金共済契約の共済契約者」とする。</p>